

寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 22 日

寒川町教育委員会教育長 大 澤 文 雄

## 寒川町教育委員会規則第 2 号

### 寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、寒川町立学校の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和 2 年文部科学省告示第 1 号)第 3 に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項に規定する日及び学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 56 号)第 17 条の規定により休日勤務手当が支給される日(それぞれ代休日が指定された日を除く。)以外の日における条例第 2 条第 4 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間の上限を定め、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うことにより、寒川町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

#### (業務量の管理)

第 2 条 寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、寒川町立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 箇月において 45 時間

(2) 1 年において 360 時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、寒川町立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、寒川町立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及

び月数の範囲内とするため、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において 100 時間未満
- (2) 1 年において 720 時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間
- (4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。